

規 則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九九一

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 地域手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―八四六）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の九」を「百分の九・三」に改める。

附則第三項中「百分の十二」を「百分の十二・三」に改める。

第二条 地域手当に関する規則の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の九・三」を「百分の九・七」に改める。

附則第三項中「百分の十二・三」を「百分の十二・七」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地域手当に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。